

第2 行政評価・監視結果

1 森林管理のための制度の適正な運用

(1) 森林の土地所有者届出の徹底

勸告	説明図表番号
<p>我が国の森林面積の約 6 割を占める私有林^(注1)においては、小規模な森林所有者が多く、農林水産省の「2010 年世界農林業センサス」によると、平成 22 年 2 月現在、林家^(注2)は全国に約 91 万戸おり、このうちの約 9 割、約 80 万戸は、保有山林面積 10ha 未満の林家である。</p>	<p>図表 1-(1)-① 図表 1-(1)-②</p>
<p>このため、国は、近接する複数の森林を取りまとめることで、間伐や造林などの森林施業^(注3)の効率的な実施や、素材生産^(注4)の低コスト化を図る取組（以下「森林施業の集約化」という。）を進めている。また、森林は、木材生産機能だけではなく、土砂災害の防止や水源の涵養^{かん}といった公益的機能も有しており、この公益的機能を維持するためには、森林施業を適切に実施することが求められている。</p>	<p>図表 1-(1)-③ 図表 1-(1)-④</p>
<p>一方、原木の価格が低迷しており、相続などで森林の土地所有者が変わった場合でも、森林の資産価値に比して相続時の登記費用が高いことや、法的な義務が課せられていないことから、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）の規定に基づく所有権等の移転登記を行わない者が少なからず存在していると言われている。</p>	<p>図表 1-(1)-⑤ 図表 1-(1)-⑥ 図表 1-(1)-⑦</p>
<p>森林所有者が分からなくなると、森林組合などの林業事業体^(注5)が所有者に森林施業の集約化を進めるための働きかけを行うことができなくなるほか、市町村等から所有者に対し、森林施業が適切に行われていない森林についても必要な森林施業を行うよう助言や指導を行うことが困難となる。</p>	
<p>このようなことから、平成 23 年に森林法（昭和 26 年法律第 249 号）が改正され、24 年 4 月から、次のとおり、森林所有者を把握する新たな仕組みが追加されている。</p>	<p>図表 1-(1)-⑧</p>
<p>① 売買や相続等により森林の土地を新たに取得した者は、面積にかかわらず、市町村長に氏名、住所、所有者となった年月日等の所有者情報について、取得後 90 日以内に届出（以下「森林の土地所有者届出」という。）を行うことが義務付けられ（第 10 条の 7 の 2 第 1 項）、届出を行わない又は虚偽の届出を行った場合は、10 万円以下の過料が科せられること（第 214 条）。</p>	<p>図表 1-(1)-⑨</p>
<p>② 都道府県知事及び市町村長は、森林法の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等^(注6)の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができること（第 191 条の 2 第 1 項）。</p>	
<p>③ 都道府県知事及び市町村長は、森林法の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し、必要な情報の提供を求めることができること（第 191 条の 2 第 2 項）。</p>	
<p>今回、調査対象とした 39 市町村^(注7)における森林の土地所有者届出制度の周知状況及び届出の励行状況を調査した結果は、以下のとおりである。</p>	<p>図表 1-(1)-⑩</p>

勸告	説明図表番号
<p>(注1) 「2010年世界農林業センサス」（農林水産省）の定義では、私有林は、個人、会社、寺社、各種団体等が所有している林野とされている。</p> <p>(注2) 「林家」とは、1ha以上の山林を保有する世帯のことである。なお、保有する面積とは、山林の所有面積から貸付面積を除き、借入面積を加えたものである。</p> <p>(注3) 「森林施業」とは、目的とする森林を育成するために行う、間伐、保育、伐採、造林等の一連の森林に対する人為的行為を指す。なお、間伐とは、成長に伴って混み過ぎた森林の立木の一部を伐採することであり、造林とは、伐採後に苗木、種子等を植樹又は天然力により導入して、森林を造ることをいう。</p> <p>(注4) 「素材生産」とは、立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太にする工程のことをいう。</p> <p>(注5) 「林業事業体」とは、森林所有者等からの委託又は立木の購入によって、造林・伐採等の林内作業を担っている事業者のことをいう。</p> <p>(注6) 「森林所有者等」とは、「権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者」（森林所有者（森林法第2条第2項））のほか、「権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者」（森林法第10条の7）を含むものである。</p> <p>(注7) 今回、当省が調査対象とした39市町村は、本文中特に断りが無い限り、いずれも林務部局を指す。</p>	
<p>ア 市町村における森林の土地所有者届出制度の周知状況</p>	
<p>森林の土地所有者届出について、全国の市町村が受理した届出件数の推移をみると、森林の土地所有者届出制度が始まった平成24年に1万5,212件であったものが27年には2万5,361件^(注8)に増加しているが、調査対象とした39市町村において、平成24年度から27年度までの4年間で受理した森林の土地所有者届出の件数を調査したところ、最も多い市町村は、同4年間で698件の届出を受理していたのに対し、最も少ない市町村では、同4年間で1件しか受理していないなど、市町村によって届出件数に較差があり、一部の市町村からは、森林の土地所有者届出制度は始まったばかりで、住民に十分に浸透していない可能性があるといった意見が聴かれた。</p>	<p>図表 1-(1)-ア -① 図表 1-(1)-ア -②</p>
<p>調査対象とした39市町村における森林の土地所有者届出制度の周知方法を調査したところ、ホームページやチラシ、市町村広報誌など様々な広報手段を活用し、周知を行っていたが、市町村が活用している広報手段の数と届出件数には、明確な相関関係はみられなかった。</p>	<p>図表 1-(1)-ア -②（再掲）</p>
<p>林野庁では、森林の土地所有者届出制度の周知方法について、「森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアルについて」（平成24年10月16日付け24林整計第123号林野庁森林整備部計画課長通知）を発出し、都道府県知事及び市町村長は、森林の土地所有者届出制度の内容について、広報、パンフレットの配布等により、住民に広く周知する必要があるとしており、「特に、相続においては、日頃森林・林業と関わりが少ない者が森林の土地を取得することも想定され、市役所や町村役場の住民窓口で、死亡に関する届出（死亡届のほか、世帯主変更、国民健康保険、国民年金等に係る届出）のリスト表に、『森林の土地を所有していた者に係る相続については相続人が届出書の提出を行う必要がある』旨を記載し、手交するといった方法が効果的です」と紹介している。</p>	<p>図表 1-(1)-ア -③ 図表 1-(1)-ア -④</p>
<p>そこで、調査対象とした39市町村が平成26年度に受理した森林の土地所有者届出1,176件の届出事由を調べたところ、806件は森林の土地所有者が死亡したことに伴う「相続」によるもので、全体の約7割を占めていた。</p>	<p>図表 1-(1)-ア -⑤</p>

勸告	説明図表番号
<p>このようなことから、市町村が死亡届を受理する際に、森林の土地所有者の相続人等に森林の土地所有者届出制度の周知を行うことは、有効な周知方法の一つであると考えられるが、調査対象とした 39 市町村のうち、死亡届等の相続の手続で市町村を訪れた森林の土地所有者の相続人等に対し、森林の土地所有者届出制度のチラシを配布するなどにより周知をしていた市町村数は、当省の調査時点（平成 28 年 1 月末現在）で 10 市町村（約 26%）^{（注9）}と 3 割にも満たなかった。</p> <p>森林の土地所有者届出は所有者に届出義務が課せられていることに加え、平成 31 年度から市町村には、不動産登記法第 2 条第 9 号の規定に基づく不動産登記簿や森林の土地所有者届出などの情報を基に、森林の土地所有者情報を整理した「林地台帳」^{（注 10）}を新たに作成することが義務付けられることもあり、市町村は森林の土地所有者届出制度の周知を徹底する必要があると考えられる。</p> <p>（注8） 全国の市町村が受理した森林の土地所有者届出件数の推移（平成24年から27年まで）は、林野庁の集計結果による。なお、平成24年の数値については、森林の土地所有者届出制度の運用開始が4月であるため、4月から12月までの実績である。</p> <p>（注9） 当該10市町村のうち、6市町村では、国民年金や国民健康保険など相続に伴い必要な一連の他の事務手続と併せて、死亡に関する届出のリスト表に森林の土地所有者届出制度を掲載し、同リスト表により、周知をしていた。</p> <p>（注10） 林野庁は、市町村に森林の土地所有者の氏名、住所、土地の境界に関する測量の実施状況等を記載した「林地台帳」の作成を義務付けるなど、新たな法制上の措置を盛り込んだ森林法等の一部を改正する法律案を第190回国会に提出し、同法案は、平成28年5月に可決、成立している。</p>	<p>図表 1-(1)-ア-②（再掲）</p> <p>図表 1-(1)-ア-⑥、⑦</p>
<p>イ 市町村における森林の土地所有者届出の励行に係る取組の実施状況</p> <p>森林の所有権は、売買や相続などに伴い、日常的に移転が生じるものであるため、その移転状況を精確に把握することは困難である。また、氏名を含む森林所有者の関連情報は、個人情報であるため、従前は、個人情報保護条例などが障壁となり、市町村等は関係機関から必要な情報を容易に入手することが困難な状況にあったが、平成 23 年の森林法改正により、都道府県及び市町村は、平成 24 年度から森林法の施行のため必要があるときは、森林所有者等の把握に関し、関係機関に必要な情報の提供を求めることが可能となり、これにより得られた情報については、内部での利用が可能となった。</p> <p>このため、林野庁では、平成 23 年の森林法改正を受けて、都道府県及び市町村に対し、不動産登記簿及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条第 9 号の規定に基づく固定資産課税台帳を活用した森林所有者を把握するための手順等をまとめた関連通知を次のとおり発出し、所有者の把握に努めるよう助言している。</p> <p>(7) 不動産登記簿の電子データを活用した森林所有者の把握</p> <p>林野庁では、従前は網羅的に把握することが難しかった不動産登記簿に記載されている森林所有者情報について、「登記情報の電子データによる提供について」（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 林整計第 122 号林野庁森林整備部計画課長通知）を発出し、平成 24 年度以降において都道府県及び市町村は、森林法の施行のため必要がある場合、特定の地番に係る登記情報の提供を登記所に依頼す</p>	<p>図表 1-(1)-⑧（再掲）</p> <p>図表 1-(1)-イ-①</p>

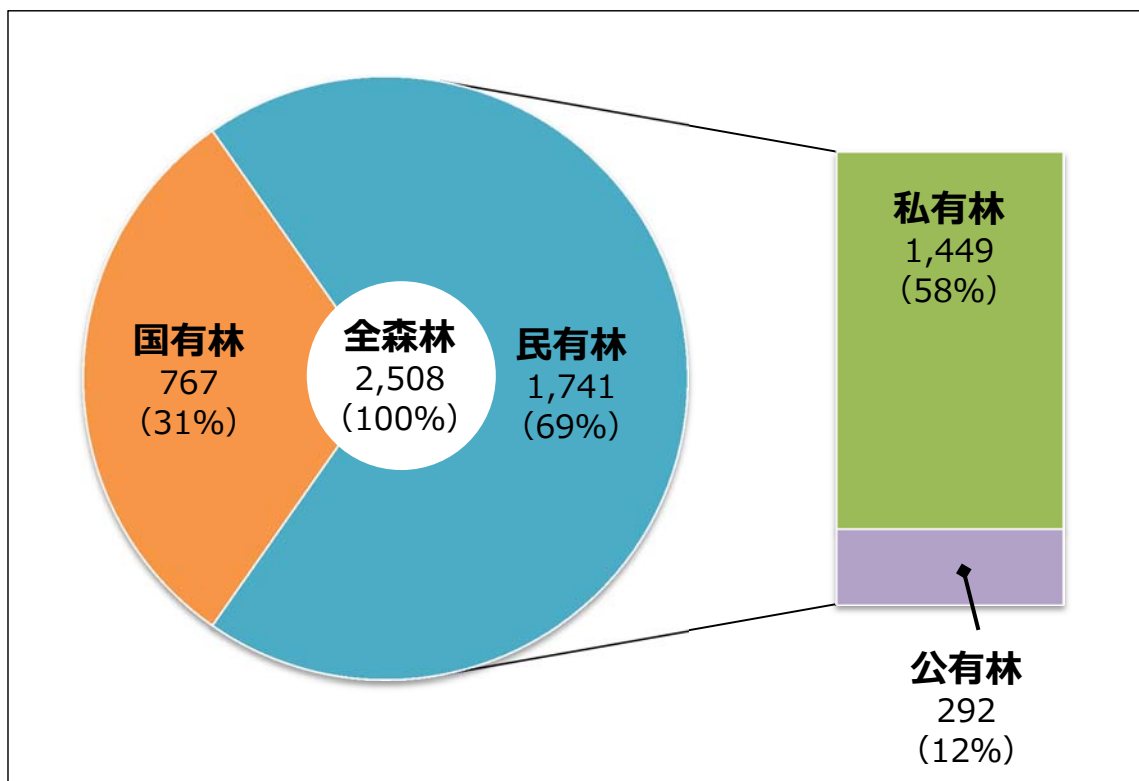
勸告	説明図表番号
<p>ることができるほか、具体的な地番を示すことなく、森林の所有者情報を電子データによって、登記情報の提供を依頼することができるとしている。</p>	
<p>(4) 固定資産課税台帳を活用した森林所有者の把握状況</p>	
<p>固定資産課税台帳に記載されている森林所有者情報のうち、不動産登記簿とは異なる市町村の税務部局の調査により独自に知り得た情報（以下「不動産登記簿と異なる森林所有者情報」という。）については、地方税法第 22 条に規定する守秘義務が課せられる情報であるため、厳しい利用制限がなされている。</p>	<p>図表 1-(1)-イ-②</p>
<p>しかし、平成 23 年の森林法改正によって、i) 森林の土地所有者届出制度が創設され、市町村に森林の土地所有者を知り得る仕組みが整ったこと、ii) 森林所有者等の把握に関し、都道府県及び市町村は、関係機関に必要な情報の提供を求めることが可能となったことを受けて、林野庁では、総務省自治税務局と協議を行った上で「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について」（平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 342 号林野庁森林整備部計画課長通知）を发出し、i) 不動産登記簿と異なる森林所有者情報のうち、平成 24 年度以降に異動があったものについては、地方税法第 22 条に規定する守秘義務が課せられる情報に該当しないとして、市町村の林務部局は、税務部局から必要な情報の提供を受けることが可能である、ii) 市町村の林務部局が税務部局から入手した森林所有者情報は、森林法の施行に必要な限度で活用し、都道府県に対して提供することが可能であるとの見解を示している。</p>	<p>図表 1-(1)-イ-③</p>
<p>このようなことから、調査対象とした 39 市町村における、これらの情報源を活用した森林の土地所有者届出の励行に係る取組の実施状況を調査したところ、調査対象とした市町村の中には、土地の権利移動等に際し、地方税法第 382 条の規定に基づき、登記所から市町村に通知することとされている「登記済通知書」<small>（注 11）</small>に記載された情報を活用し、森林の土地所有者届出の未届者を確認している市町村が 2 市町村あり、うち 1 市町村では、「登記済通知書」によって平成 27 年度中に所有権の移転登記を行ったことが判明しているものの、移転登記から一定の期間経過後も森林の土地所有者届出が未届であった 53 人に対し森林の土地所有者届出制度を周知して、46 人（平成 28 年 3 月末現在）から森林の土地所有者届出を提出させていた。</p>	<p>図表 1-(1)-ア-②（再掲） 図表 1-(1)-イ-②（再掲） 図表 1-(1)-イ-④</p>
<p>しかしながら、調査対象とした 39 市町村のうち、ほとんどの市町村では、森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定に基づき、森林所有者等から「伐採及び伐採後の造林の届出書」を受理した際に所有者情報を確認する必要があるれば、関係機関から個別に必要な森林所有者情報を入手するといった活用にとどまっており、不動産登記簿の電子データや固定資産課税台帳に記載されている森林所有者情報を入手して、森林の土地所有者届出の未届者を把握し、届出を励行させる取組までは行っていないかった。</p>	
<p>これらの市町村の多くは、他の業務に追われ、そのような取組を行う余裕はないなどとしており、また、一部の市町村からは、不動産登記簿等と森林の土地所</p>	

勸告	説明図表番号
<p>有者届出に基づく所有者情報を照合させたとしても、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査が進捗していない（注 12）ことにより、森林の位置・形状等が一致せず、森林の土地所有者の特定ができない場合があるため、そのような照合に効果があるか分からず、実施にちゅうちょしているといった意見が聴かれた。</p>	<p>図表 1-(1)-イ-⑤</p>
<p>一方で、調査対象とした一部の森林組合からは、「森林簿」（注 13）の森林所有者情報の精度が低く、また、住民の個人情報の保護意識の高まりを背景に、自助努力のみでは森林所有者の把握に限界があるため、森林施業の集約化を進めるに当たって、行政が主体となって、税情報を活用するなどして森林所有者情報を整理してほしいといった意見が聴かれたことを踏まえると、市町村は複数の情報源を活用し、森林の土地所有者届出の未届者の把握に努めるべきであると考えられる。</p> <p>（注 11） 登記所は、地方税法第 382 条の規定に基づき、土地又は建物の表示及び権利移動等に関する登記をした場合、10 日以内に当該土地又は家屋の所在地の市町村長に対し、登記済通知を行うこととされている。</p> <p>（注 12） 「地籍調査」とは、国土調査法に基づき、市町村等が行う、土地の一筆ごとの所有者、地番及び地目を把握し、境界の位置と面積を測量する調査のことである。 地籍調査の全国平均の進捗率は、平成 27 年度末時点で 51%、うち林地分は 44% となっており、今回調査対象とした市町村別にみても、既に進捗率 100% の市町村がある一方で、0% の市町村があるなど、全国的に較差が生じている（詳細は図表 1-(1)-イ-⑤参照）。</p> <p>（注 13） 林野庁では、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成 12 年 5 月 8 日付け 12 林野計第 154 号農林水産事務次官依命通知。最終改正：平成 25 年 3 月 29 日付け 24 林国管第 164 号）及び「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成 12 年 5 月 8 日付け 12 林野計第 188 号林野庁長官通知。最終改正：平成 25 年 3 月 29 日付け 24 林整計第 323 号）を都道府県に発出し、民有林の所在地や面積、樹種など森林の概況のほか、森林所有者の氏名も記載事項に含む「森林簿」を作成するよう指導している。</p>	<p>図表 1-(1)-イ-⑥</p>
<p>森林施業の集約化や森林施業が十分に行われていない森林所有者等に対し、森林施業の実施の働きかけを行う上で、森林所有者情報は必要不可欠な情報であるが、森林組合等の林業事業体の自助努力のみで当該情報を把握することには限界があることから、行政が主体的に当該情報を把握し、一元的に当該情報の管理を行うことは、森林所有者の特定を効率的に進め、所有者不明森林を可能な限り少なくする観点からも必要であると考えられる。</p>	
<p>【所見】</p> <p>したがって、農林水産省は、森林の土地所有者届出を徹底する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 森林の土地所有者届出の未届を防止するため、例えば、死亡届の提出時に併せて、森林の土地所有者届出制度の周知を行うなど、全国の市町村が行っている森林の土地所有者届出制度の周知方法について把握を行い、その結果に基づき、市町村に対し、森林の土地所有者届出制度の効果的な周知方法を紹介すること。</p> <p>② 市町村に対し、関係機関から森林の土地所有者の異動情報を定期的に入手するなどして、森林の土地所有者届出の未届者の有無を把握し、未届者がいた場合</p>	

勧 告	説明図表番号
は、森林の土地所有者届出を提出させるための働きかけを行うよう要請すること。	

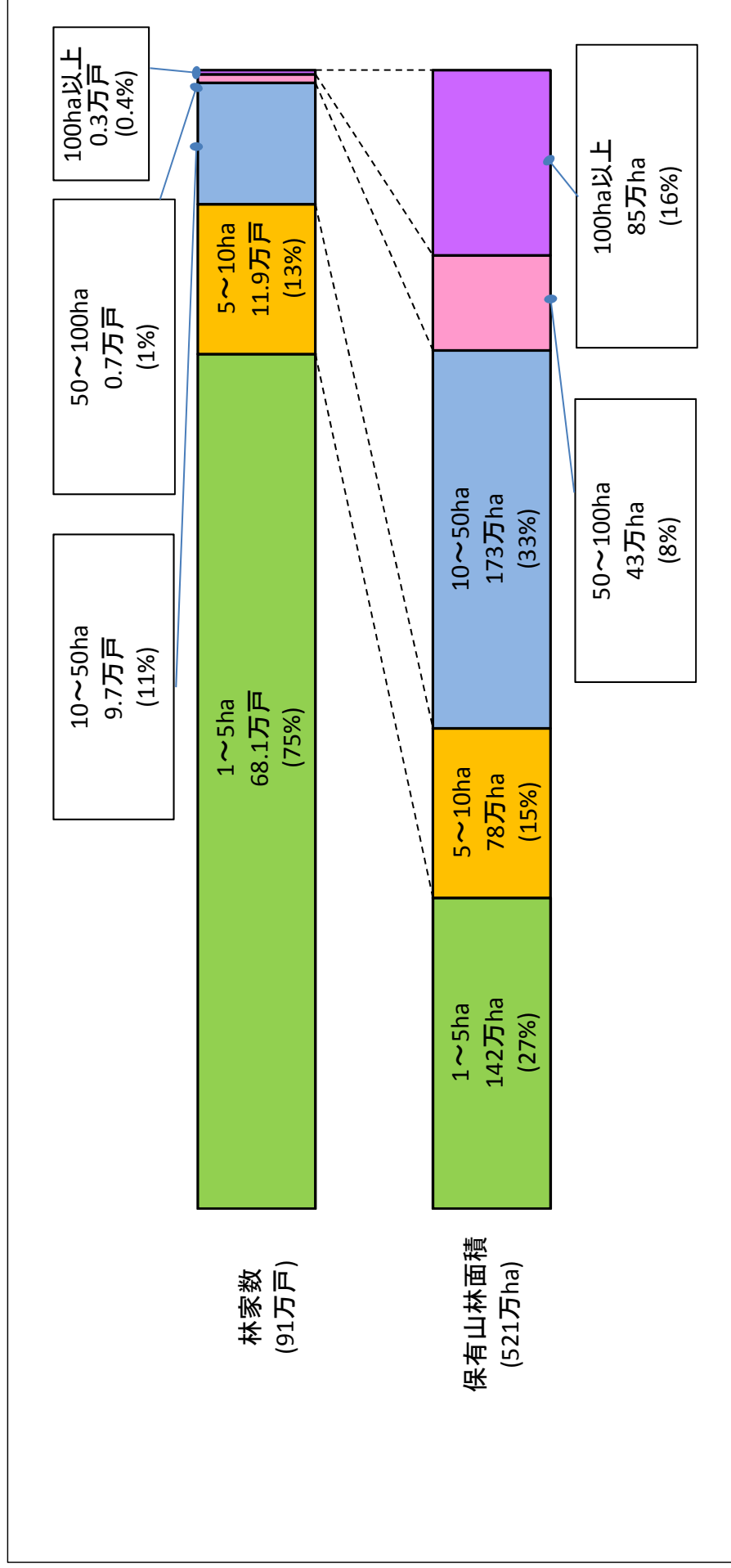
図表 1－(1)－① 我が国の森林面積の内訳

(単位：万 ha)



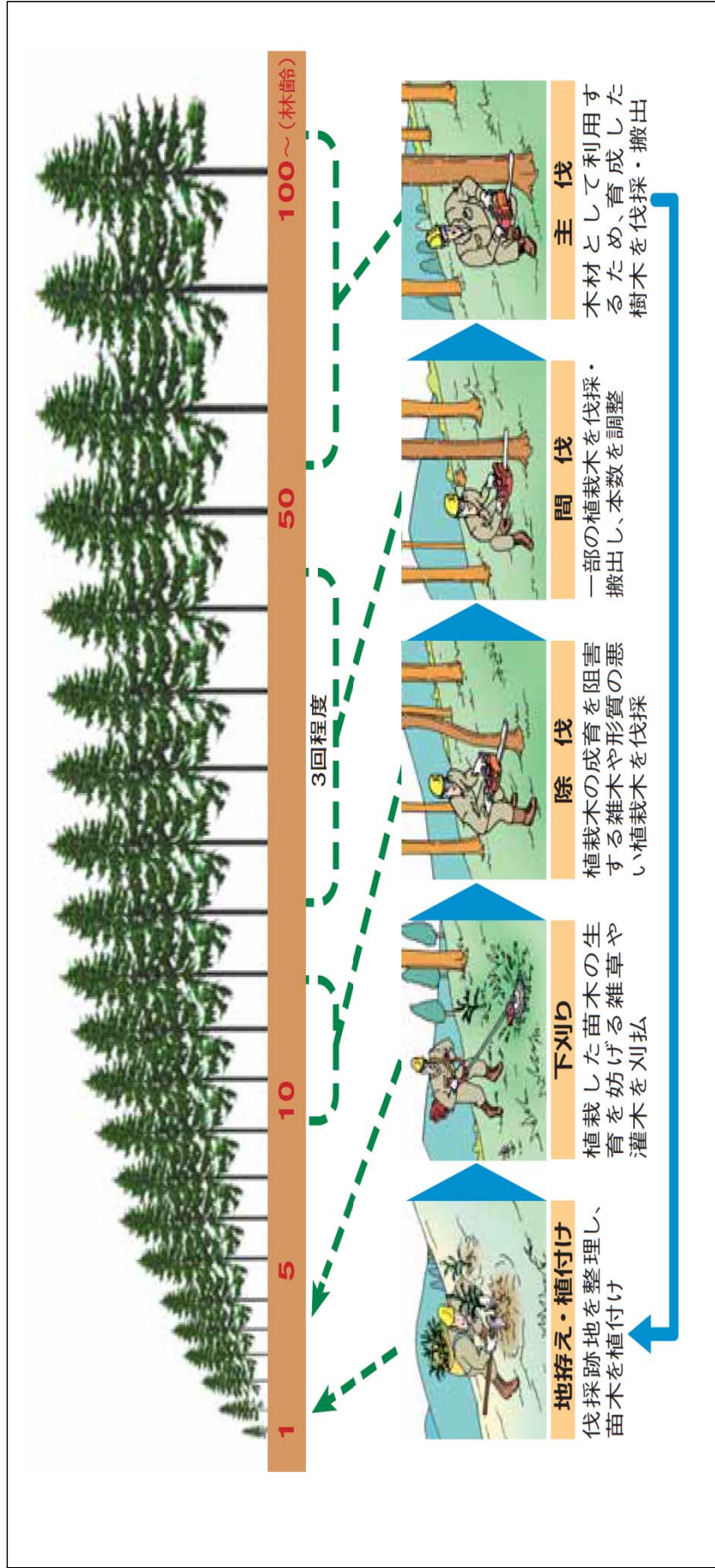
- (注) 1 林野庁の「森林資源の現況」(平成 24 年 3 月 31 日現在)に基づき、当省が作成した。
2 () 内は構成比であり、四捨五入しているため、私有林の内訳の計は一致しない。

図表 1- (1) - ② 全国の林家数と保有山林面積との関係



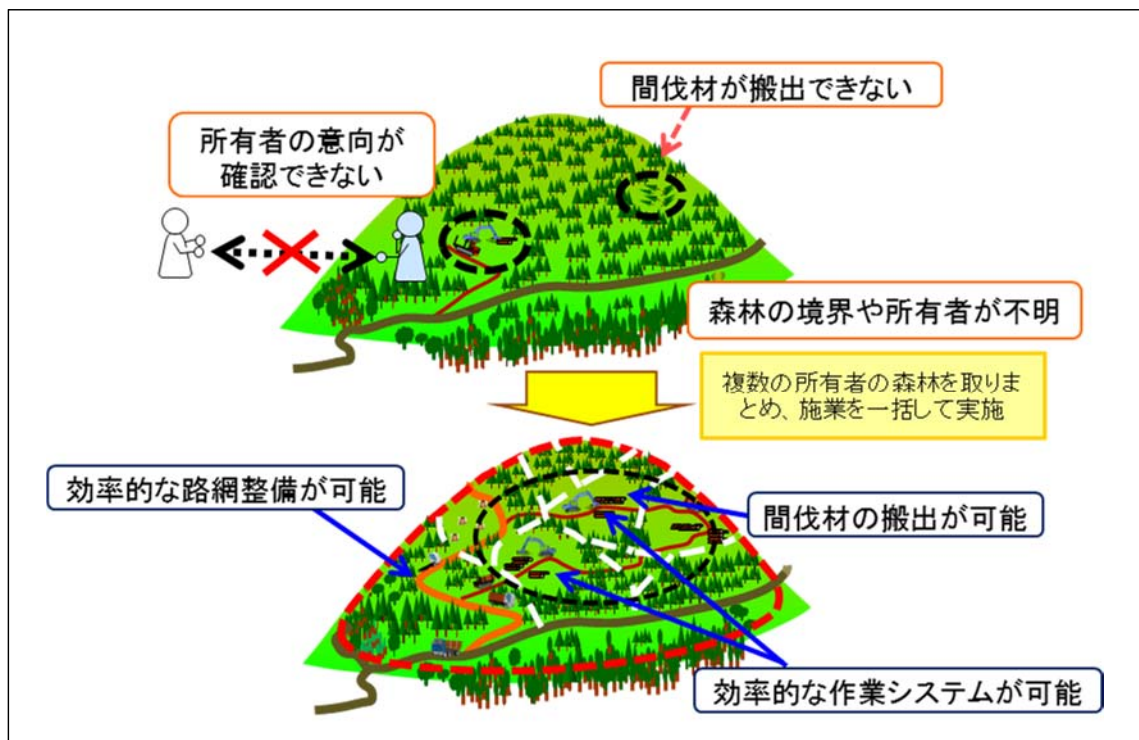
(注) 1 林野庁が「2010年世界農林業センサス」を基に作成した「平成26年度 森林・林業白書」(平成27年5月29日公表)による。
 2 「林家」とは、1ha以上の山林を保有する世帯のことである。
 3 「保有山林面積」は、山林の所有面積を除き、借入面積を加えたものである。
 4 数値は、平成22年2月現在のものである。

図表 1- (1) - ③ 森林施業のイメージ



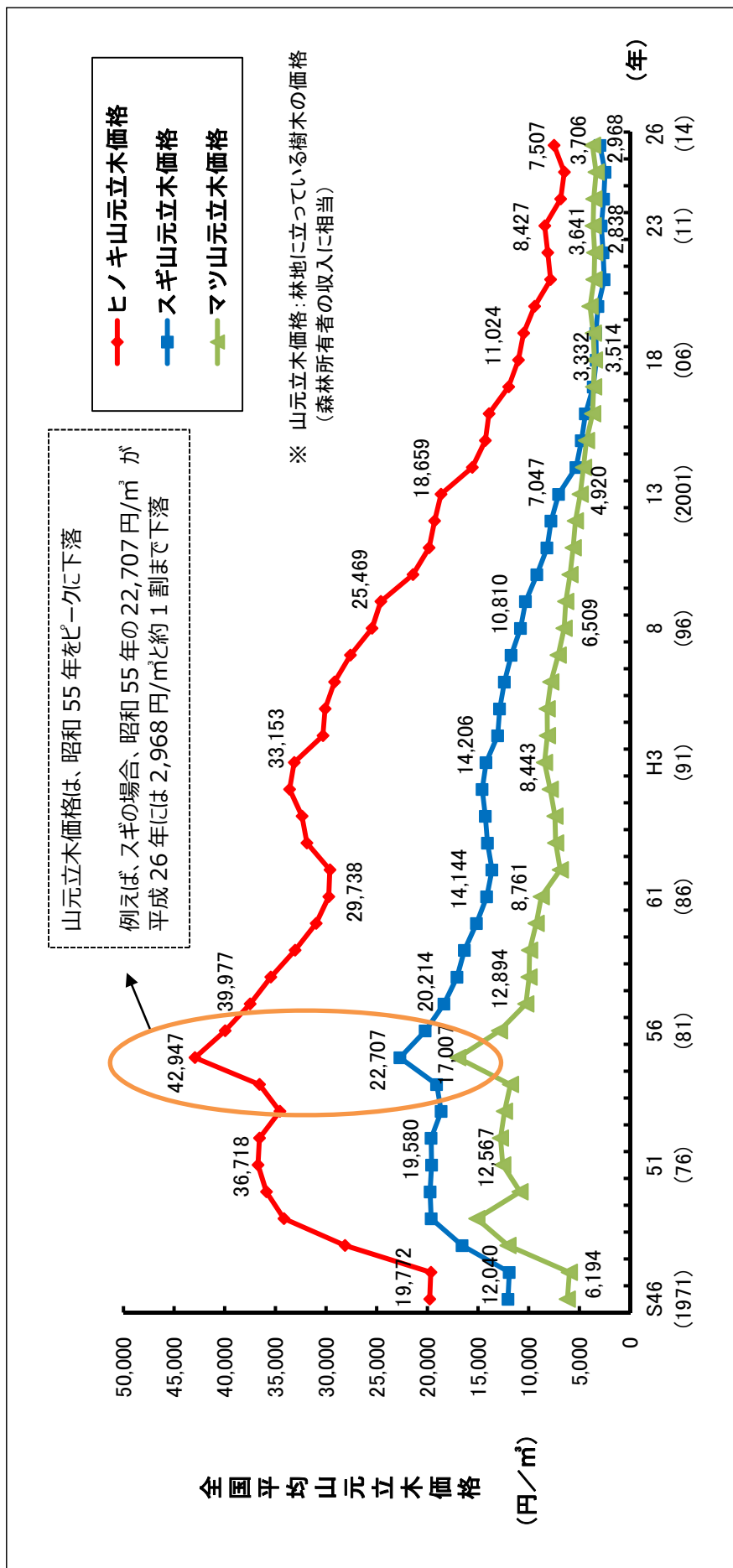
(注) 「平成 25 年度森林・林業白書」(平成 26 年 5 月 30 日公表) による。

図表 1-(1)-④ 森林施業の集約化のイメージ



(注) 林野庁からの提供資料に基づき、当省が作成した。

図表 1- (1) - ⑤ 国内の山元立木価格の推移



(注) 1 「平成 26 年度 森林・林業白書」(平成 27 年 5 月 29 日公表)に基づき、当省が作成した。

2 マツ山元立木価格は、北海道のマツ(トドマツ、エゾマツ、カラマツ)の価格である。

図表 1- (1) - ⑥ 公益財団法人東京財団が行った相続登記を行わない森林所有者の推計結果の概要

推計方法

- ① 相続手続にかかる諸経費を関係者へのヒアリング結果を基に 20 万円又は 50 万円と仮定し、総務省の「平成 24 年度固定資産の価格等の概要調査」に掲載された「山林」の 1 ㎡当たりの平均価格を基に 20 万円又は 50 万円に相当する都道府県ごとの限界山林面積を算出
 - (例) 埼玉県のケース <相続手続費用が 20 万円と仮定した場合>
 $20 \text{ 万円 (相続手続費用)} \div 27 \text{ 円 (「山林」の 1 ㎡当たりの平均価格)} = 0.74 \text{ ha (限界山林面積)}$
- ② 20 万円又は 50 万円の限界山林面積以下の山林保有者が都道府県ごとごどの程度いるか、農林水産省の「1990 年世界農林業センサス」により算出し、これを山林価格が相続手続費用を下回るため、相続登記を行わない者が保有する者と仮定
 - (例) 埼玉県のケース <相続手続費用が 20 万円と仮定した場合>
 0.74 ha (限界山林面積) 以下の山林を保有する者の山林面積の合計 = 6,340ha (相続登記を行わない者が保有する山林面積の合計)
 ⇒ 農林水産省の「1990 年世界農林業センサス」によると、埼玉県の個人保有山林面積は 57,969ha であるため、相続登記を行わない者の比率は、 $11\% (6,340 \div 57,969 \times 100)$ となる。

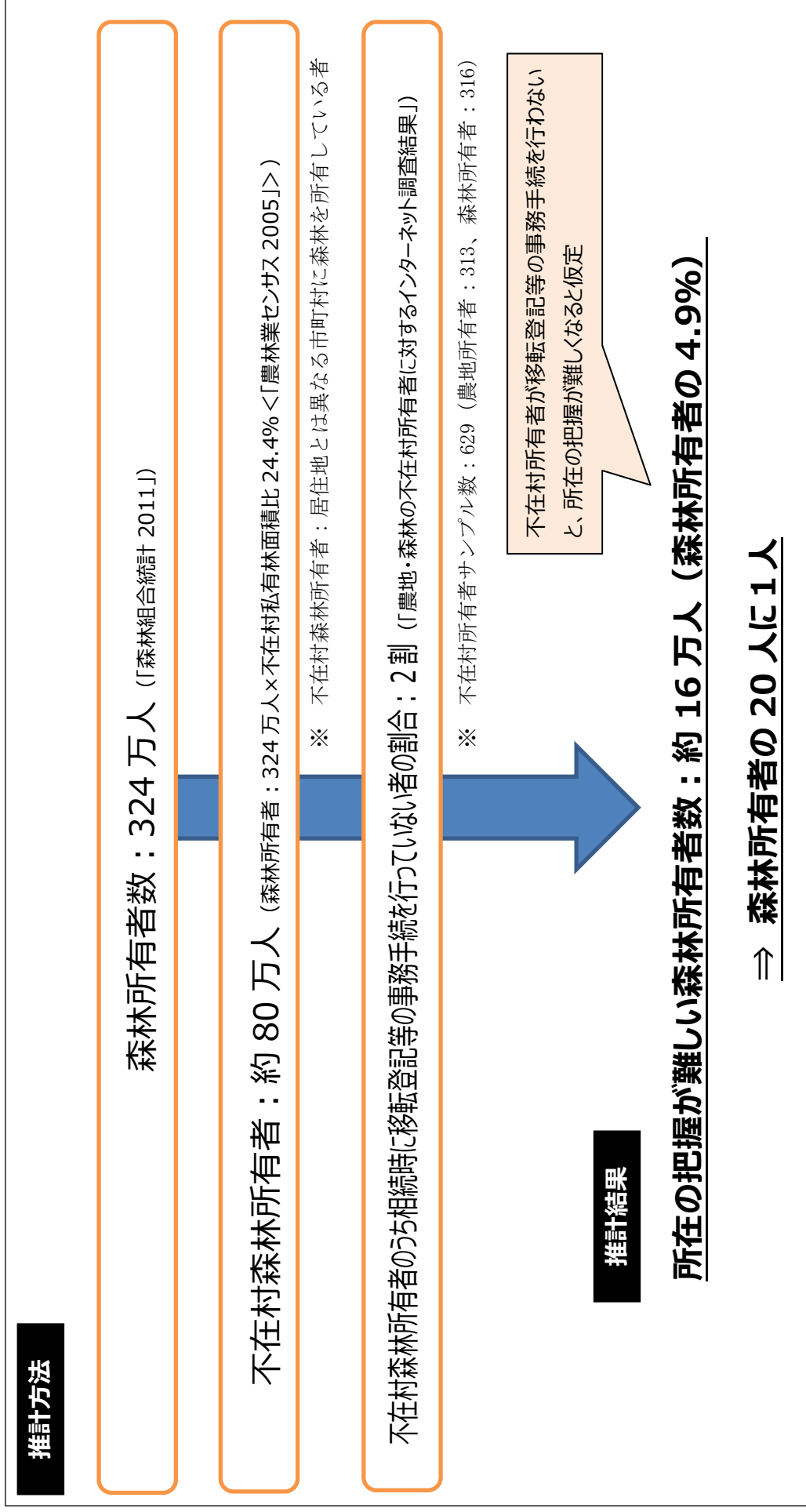


推計結果 (全国集計)

相続手続費用	限界山林面積	個人保有の山林面積	相続登記を行わない者の比率
20 万円のケース	77 万 ha	675 万 ha	11%
50 万円のケース	170 万 ha		25%

(注) 公益財団法人東京財団が行った政策研究「国土の不明化・死蔵化の危機～失われる国土Ⅲ～」(2014 年(平成 26 年)3 月)に基づき、当省が作成した。

図表 1-(1)-⑦ 国土交通省が行った所在の把握が難しい森林所有者の推計結果の概要



(注) 国土交通省が平成 23 年度に行った「農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート調査結果」に基づき、当省が作成した。

図表 1－(1)－⑧ 森林の土地所有者を把握する新たな仕組みに係る条文

○ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）（抜粋）

第 2 章の 2 営林の助長及び監督等

第 1 節 市町村等による森林の整備の推進

（森林の土地の所有者となった旨の届出等）

第 10 条の 7 の 2 地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となった者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届出なければならない。ただし、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 23 条第 1 項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

2 市町村の長は、前項本文の規定による届出があった場合において、当該届出に係る民有林が第 25 条若しくは第 25 条の 2 の規定により指定された保安林又は第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならない。

第 7 章 雑則

（森林所有者等に関する情報の利用等）

第 191 条の 2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

第 8 章 罰則

第 214 条 第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の過料に処する。

○ 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）（抜粋）

（森林の土地の所有者となった旨の届出等）

第 7 条 法第 10 条の 7 の 2 第 1 項本文の規定による届出は、地域森林計画の対象となっている民有林について新たに当該森林の土地の所有者となった日から 90 日以内に届出書（1 通）を市町村の長に提出してしなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 当該土地の位置を示す地図

二 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

3 法第 10 条の 7 の 2 第 2 項の規定による通知は、届出のあつた日から 30 日以内に第 1 項の届出書の写しを添えてするものとする。

（注） 下線は、当省が付した。

図表 1－(1)－⑨ 森林の土地所有者届出の様式

森林の土地の所有者届出書

年 月 日

市町村長 殿

住 所

届出人 氏名 ⎓ 印

電話番号

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所			前所有者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
	所有者となつた年月日			所有権の移転の原因			
	年 月 日						
土地に関する事項	番号	土地の所在場所				面積 (h a)	持分割合
		市町村	大字	字	地番		
	1						
	2						
	3						
	計					/	
備 考							

注意事項

- 1 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 4 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 5 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第 4 位まで記載し、第 5 位を四捨五入すること。
- 6 持分割合は、新たに所有者となつた土地について共有している場合に記載すること。
- 7 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 8 規則第 7 条第 2 項に規定する次の書類を添付すること。
 - (1) 当該土地の位置を示す地図
 - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

(注) 「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件」(昭和 37 年農林省告示第 851 号)による。

図表 1-(1)-⑩ 調査対象とした17道府県及び39市町村

道府県名	市町村名		
北海道	美深町	むかわ町	釧路町
青森県	青森市	平内町	五戸町
岩手県	宮古市	岩手町	
栃木県	佐野市	矢板市	
新潟県	魚沼市	阿賀町	
長野県	飯田市	筑北村	
岐阜県	郡上市	川辺町	
静岡県	静岡市	伊豆市	
三重県	松阪市	紀北町	
京都府	京都市	福知山市	南丹市
兵庫県	丹波市	神河町	
奈良県	五條市	宇陀市	
岡山県	津山市	真庭市	
広島県	庄原市	東広島市	北広島町
高知県	土佐町	四万十町	
熊本県	八代市	天草市	山都町
宮崎県	延岡市	西都市	
17道府県	39市町村		

(注) 1 当省が作成した。

2 道府県及び市町村の順序は、総務省自治行政局が作成した「都道府県コード」及び「市区町村コード」による。

図表1-(1)-ア-① 全国の市町村において受理した森林の土地所有者届出の件数等の推移

(単位:件、ha)

区分		平成24年	25年	26年	27年
届出件数	件数	15,212	25,780	28,009	25,361
	平成24年の数値を100とした場合の指数	100	169	184	167
届出面積	面積	42,574	83,889	110,622	89,625
	平成24年の数値を100とした場合の指数	100	197	260	211

(注) 1 林野庁から提供を受けた資料に基づき、当省が作成した。

2 各年ともに、1月から12月(平成24年は4月から12月)までの数値である。

図表 1-1-1-ア-② 調査対象とした市町村における森林の土地所有者届出件数の推移等

(単位:件)

道府県名	市町村名	届出の件数					届出制度の周知状況 (平成28年1月末現在)						その他
		平成 24年度	25年度	26年度	27年度	4年間 の合計	ホームページに掲載	窓口でのチラシ備付	市町村広報誌に掲載	死亡届の受理時に併せて周知	「登記済通知書」(注3)を活用して未届者に周知		
												24年度	
北海道	美深町	2	2	4	3	11	○ (平成24年4月から実施)		○ (毎年1、2回実施)	◎ (平成25年4月から実施)			
	むかわ町	0	4	2	15	21		○ (平成24年4月から実施)	○ (平成24年4月に実施)				
	釧路町	0	1	0	0	1		○ (平成24年2月から実施)	○ (平成24年2月に実施)				
青森県	青森市	12	13	26	20	71	○ (平成24年3月から実施)	○ (平成24年4月から実施)		◎ (平成24年4月から実施)			
	平内町	38	62	58	65	223					○ (平成24年6月から実施)		
	五戸町	10	11	9	12	42	○ (平成24年4月から実施)						
岩手県	宮古市	64	59	70	92	285							毎年1回コミュニティFMにおいて周知を実施 (注5)
	岩手町	3	2	2	8	15		○ (平成24年5月から実施)					平成23年2月から、毎年1回町内全域を対象に開催する農業振興座談会において周知を実施
	佐野市	14	17	32	27	90	○ (平成24年3月から実施)	○ (平成24年4月から実施)	○ (平成24年3月に実施)				
栃木県	矢板市	5	7	1	7	20		○(注5) (平成24年から実施)					
	魚沼市	18	45	74	56	193	○ (平成24年4月から実施)	○ (平成24年4月から実施)	○ (毎年1回実施)				
	阿賀町	4	2	2	2	10		○ (平成24年3月から実施)					
長野県	飯田市	24	23	23	23	93		○ (平成25年10月から実施)					①平成26年7月から住民への「暮らしの便利帳」に掲載 ②毎年1回開催する「森林づくり地区懇談会」の参加者にパンフレットを配布 ③平成24年8月に司法書士会に周知を依頼 ④平成29年10月に「死亡届に伴う関係届一覧表」に掲載予定

道府県名	市町村名	届出の件数					届出制度の周知状況（平成28年1月末現在）							その他			
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	4年間の合計	ホームページに掲載	窓口でのチラシ備付	市町村広報誌に掲載	死亡届の受理時に併せて周知	「登記済通知書」(注3)を活用して未届者に周知						
長野県	筑北村	0	0	12	7	19											
	郡上市	123	195	156	224	698	○ (平成25年2月から実施)		○ (平成25年・27年に各1回実施)	○ (平成27年4月から実施)	○ (平成27年9月から実施)					平成25年1月に行政書士会及び司法書士会に周知を依頼	
静岡県	川辺町	12	14	22	13	61					◎ (平成23年4月から実施)						
	静岡市	11	43	66	54	174											
	伊豆市	8	28	20	20	76			○ (平成24年3月に実施)								
	松阪市	21	17	20	54	112	○ (平成24年4月から実施)	○ (平成24年4月から実施)									
	紀北町	22	12	10	14	58		○ (平成27年4月から実施)									平成28年3月に「きぼく暮らしの便利帳」に掲載し、全戸配布
京都府	京都市	45	25	34	27	131		○ (平成24年4月から実施)		○ (過去2回程度実施)							
	福知山市	18	31	39	56	144	○ (平成24年6月から実施)										森林組合員向けの「森林組合だより」(平成25年7月号)に掲載
	南丹市	7	28	8	29	72		○(注5) (平成24年から実施)			○(注5) (平成24年から実施)						
	丹波市	41	48	42	58	189	○ (平成25年2月から実施)										
兵庫県	神河町	2	6	6	8	22		○ (平成24年4月から実施)									平成24年7月から毎年1回、町内全集落の区長、山林部長に対し、チラシを配布
	五條市	12	4	10	16	42	○ (平成24年4月から実施)	○ (平成24年4月から実施)									
奈良県	宇陀市	15	12	28	14	69	○ (平成24年4月から実施)	○ (平成24年4月から実施)	○ (毎年1、2回実施)	○ (平成24年4月から実施)							

道府県名	市町村名	届出の件数					届出制度の周知状況（平成28年1月末現在）							その他
		平成24年度	25年度	26年度	27年度	4年間の合計	ホームページに掲載	窓口でのチラシ備付	市町村広報誌に掲載	死亡届の受理時に併せて周知	「登記済通知書」(注3)を活用して未届者に周知			
岡山県	津山市	17	26	29	29	101	○ (平成24年4月から実施)	○ (平成24年4月から実施)		◎ (平成25年10月から実施)				
	真庭市	21	50	79	63	213	○(注5) (平成24年から実施)	○(注5) (平成24年から実施)		◎(注5) (平成24年から実施)				
	庄原市	33	45	25	24	127	○ (平成24年10月から実施)	○ (平成24年4月から実施)	○ (過去2回程度実施)					
広島県	東広島市	18	15	11	23	67	○ (平成24年3月から実施)	○ (平成24年3月から実施)	○ (平成24年3月から実施)					
	北広島町	9	20	19	18	66	○ (平成24年4月から実施)	○ (平成24年4月から実施)	○ (平成24年4月に実施)					
	土佐町	2	4	6	8	20	○(注6) (平成24年から実施)	○ (平成24年から実施)	○ (平成24年3月に実施)					
高知県	四万十町	35	62	72	38	207			○ (平成24年3月に実施)					
	八代市	21	30	32	27	110	○ (平成24年4月から実施)						平成23年4月から森林組合が毎年5回の頻度で開催する林業説明会(座談会)において、制度説明を実施	
熊本県	天草市	56	30	7	8	101		○ (平成27年5月から実施)						
	山都町	12	22	26	36	96		○ (平成24年4月から実施)	○ (平成24年3月に実施)					
	延岡市	50	54	91	49	244	○ (平成24年4月から実施)	○ (平成24年7月から実施)		◎ (平成24年7月から実施)				
宮崎県	西都市	4	4	3	4	15								
	計	809	1,073	1,176	1,251	4,309	19市町村 48.7%	24市町村 61.5%	16市町村 41.0%	10市町村 25.6%	2市町村 5.1%			

(注)1 当省の調査結果による。

2 「届出制度の周知状況(平成28年1月末現在)」欄の各欄は、「その他」欄を除き、実施している場合に「○」又は「◎」を付し、()内に実施時期を記載した。また、「その他」欄は、実施している場合に、その内容を記載した。なお、空欄は、何も実施していないことを表す。

3 登記所(法務局等)は、地方税法第382条の規定に基づき、土地又は建物の表示及び権利移動等に関する登記をした場合、10日以内に当該土地又は家屋の所在地の市町村長に対し、通知(登記済通知書)を行うこととされており、調査対象とした市町村の中には、同通知書に記載された情報を活用して森林の土地所有者届出の未届者に対し、周知を実施している市町村があった。

4 「死亡届の受理時に併せて周知」欄の「◎」を付している市町村については、国民年金や国民健康保険など相続に伴い必要な一連の他の事務手続きと併せて、死亡に関する届出のリスト表に森林の土地所有者届出制度を掲載し、同リスト表により、当該制度の周知を実施していた市町村である。なお、「○」を付した市町村は、死亡に関する届出のリスト表に、森林の土地所有者届出制度の掲載はしていないものの、死亡届の受理時に併せて、当該制度のチラシ等を用いて、周知を実施していた市町村である。

5 詳細な実施時期は不明である。

6 「届出制度の周知状況(平成28年1月末現在)」欄の「計」欄の下段は、調査対象市町村数に占める割合である。

図表 1－(1)－ア－③ 森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアルについて(平成 24 年 10 月 16 日付け 24 林整計第 123 号林野庁森林整備部計画課長通知)(抜粋)

2 届出書を確実に提出してもらうための取組

本制度は、売買、相続等により森林の土地を所有することとなったときは、その土地の規模の大小に関わらず、森林の土地の所有者となった旨の届出書(以下「届出書」という。)の届出の義務が等しく課せられるものです。

このため、都道府県知事及び市町村の長は、本制度の内容について、広報、パンフレットの配布、掲示、窓口への備え付け等により、現に森林の土地の所有者である者はもとより広く住民に周知徹底し、法が遵守されるよう配慮することが重要です。

特に、相続においては、日頃森林・林業と関わりが少ない者が森林の土地を取得することも想定され、市役所や町村役場の住民窓口で、死亡に関する届出(死亡届のほか、世帯主変更、国民健康保険、国民年金等に係る届出)のリスト表に、「森林の土地を所有していた者に係る相続については相続人が届出書の提出を行う必要がある」旨を記載し、手交するといった方法が効果的です。

3 事務処理マニュアル

(2) 具体的な事務処理

⑥ 森林簿及び他部局や他機関が保有する森林所有者情報の確認

○ 市町村林務部局が保有する森林簿等の森林情報、都道府県が保有する保安林又は保安施設地区に関する情報のほか、必要に応じて、市町村の他部局や他機関が保有する森林所有者情報等について森林法第 191 条の 2 の規定に基づく森林所有者等に関する情報の利用等により、届出書に記載された森林の土地の所在場所に対応する森林所有者又は森林の土地の所有者の情報を確認します。

「市町村の他部局や他機関が保有する森林所有者情報等」として以下のようなものがあります。

- ・ 登記所が保有する森林所有者等に関する情報
- ・ 地籍調査により得られた市町村地籍担当部局が保有する森林所有者等に関する情報
- ・ 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 382 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく登記所から市町村長への通知(登記済通知書)に記載された情報
- ・ 地方税法第 341 条第 9 号に規定する固定資産課税台帳に記載されている情報

(注) 下線は、当省が付した。

図表 1-1-(1)-ア-④ 調査対象とした市町村における死亡に関する届出のリスト表の一例（川辺町）

戸籍の死亡届は済みましたが、下記に該当のある方は、後日手続きをしてください。

該当	手続	必要なもの	内容	手続場所
国民健康保険	国民健康保険	保険証・喪主及び相続人代表者其々の認印・振込先となる通帳(相続人名義に限りません)	被保険証を返却してください。 ・葬祭を行った方に、葬祭費として50,000円が支給されます。(口座振込)	住民課 (役場1階)
後期高齢者医療	後期高齢者医療	保険証・喪主及び相続人代表者其々の認印・振込先となる通帳(相続人名義に限りません)		住民課
国民年金	国民年金	年金証書・認印 他 厚生年金受給者の方は、年金事務所での手続きとなります	受給者が死亡したことを届けることにより、受給者に変わって、年金未支給請求等で受給該当期間分の年金を受取ることができます。	住民課 (年金事務所 (美濃加茂市))
世帯主変更	世帯主変更	認印	世帯主変更の届出をしてください。	住民課
印鑑登録の廃止	印鑑登録の廃止	印鑑登録証【登録証No.】	印鑑登録証を返却してください。	住民課
住民基本台帳カードの廃止	住民基本台帳カードの廃止	住民基本台帳カード	住民基本台帳カードを返却してください。	住民課
高齢受給者（国民健康保険）	高齢受給者（国民健康保険）	受給者証	国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方は、受給者証を返却してください。	住民課
福祉医療関係	福祉医療関係	医療受給者証・身体障害者手帳等・認印 社会参加助成券・認印	・福祉医療受給者証の返却、資格喪失届けをしてください。 ・身体障害者手帳等の返却、返還届けをしてください。 ・社会参加助成券の資格喪失届けをしてください。未使用分がある場合は、返却してください。	住民課
介護保険	介護保険	介護保険被保険者証・認印	被保険者証の返却と介護保険料の還付金申立をしてください。	住民課
納税義務者変更	納税義務者変更	認印 他	土地、家屋等の名義変更をしてください。	税務課 (役場1階)
上水道（下水道）名義人変更	上水道（下水道）名義人変更	認印 他	上水道（下水道）の名義変更をしてください。	基盤整備課 (役場2階)
町営住宅	町営住宅	認印 他	入居者の変更をしてください。	基盤整備課 (役場2階)
土地改良区組合員の名義変更	土地改良区組合員の名義変更	認印	該当者の方は、組合員の名義変更をしてください。	土地改良区事務局 (役場2階・ 基盤整備課内)
森林の土地の所有者届出	森林の土地の所有者届出	認印・位置図・登記事項証明書等	相続等により森林の所有者となった日から90日以内に届出をしてください。 相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に法定相続人の共有物として届出をする必要があります。	産業環境課 (役場2階)
農地法第3条の3第1項の規定による届出	農地法第3条の3第1項の規定による届出	認印	相続等により農地の権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出することが必要となります。	農業委員会 (役場2階・ 産業環境課内)

〒509-0393
岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518番地4 川辺町役場 住民課
☎ 0574-53-2513(住民課直通回線) ☎0574-53-2511(役場代表回線)

・火葬許可証
・埋蔵許可証 } 役場で保管していますので、1部提出してください。

(注) 川辺町から入手した資料に基づき、当省が作成した。

図表 1-(1)-ア-⑤ 調査対象とした市町村が平成26年度に受理した森林の土地所有者届出の事由別内訳

(単位:件)

道府県名	市町村名	届出事由別の内訳(件数)					届出事由別の内訳(割合)				
		相続	売買	贈与	その他	計	相続	売買	贈与	その他	計
北海道	美深町	0	2	1	1	4	0%	50%	25%	25%	100%
	むかわ町	1	0	1	0	2	50%	0%	50%	0%	100%
	釧路町	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
青森	青森市	21	3	2	0	26	81%	12%	8%	0%	100%
	平内町	42	13	3	0	58	72%	22%	5%	0%	100%
	五戸町	8	0	1	0	9	89%	0%	11%	0%	100%
岩手	宮古市	57	4	7	2	70	81%	6%	10%	3%	100%
	岩手町	1	1	0	0	2	50%	50%	0%	0%	100%
栃木	佐野市	27	2	3	0	32	84%	6%	9%	0%	100%
	矢板市	1	0	0	0	1	100%	0%	0%	0%	100%
新潟	魚沼市	62	6	6	0	74	84%	8%	8%	0%	100%
	阿賀町	1	0	1	0	2	50%	0%	50%	0%	100%
長野	飯田市	18	3	0	2	23	78%	13%	0%	9%	100%
	筑北村	10	0	2	0	12	83%	0%	17%	0%	100%
岐阜	郡上市	106	21	22	7	156	68%	13%	14%	4%	100%
	川辺町	19	1	2	0	22	86%	5%	9%	0%	100%
静岡	静岡市	58	4	3	1	66	88%	6%	5%	2%	100%
	伊豆市	17	2	1	0	20	85%	10%	5%	0%	100%
三重	松阪市	15	2	3	0	20	75%	10%	15%	0%	100%
	紀北町	4	4	2	0	10	40%	40%	20%	0%	100%
京都	京都市	14	17	3	0	34	41%	50%	9%	0%	100%
	福知山市	11	23	5	0	39	28%	59%	13%	0%	100%
	南丹市	7	1	0	0	8	88%	13%	0%	0%	100%
兵庫	丹波市	36	4	1	1	42	86%	10%	2%	2%	100%
	神河町	6	0	0	0	6	100%	0%	0%	0%	100%
奈良	五條市	8	2	0	0	10	80%	20%	0%	0%	100%
	宇陀市	19	6	3	0	28	68%	21%	11%	0%	100%
岡山	津山市	24	2	0	3	29	83%	7%	0%	10%	100%
	真庭市	55	12	9	3	79	70%	15%	11%	4%	100%
広島	庄原市	15	4	6	0	25	60%	16%	24%	0%	100%
	東広島市	8	3	0	0	11	73%	27%	0%	0%	100%
	北広島町	15	1	3	0	19	79%	5%	16%	0%	100%
高知	土佐町	3	2	1	0	6	50%	33%	17%	0%	100%
	四万十町	42	16	12	2	72	58%	22%	17%	3%	100%
熊本	八代市	20	11	1	0	32	63%	34%	3%	0%	100%
	天草市	6	0	0	1	7	86%	0%	0%	14%	100%
	山都町	16	4	3	3	26	62%	15%	12%	12%	100%
宮崎	延岡市	33	52	6	0	91	36%	57%	7%	0%	100%
	西都市	0	3	0	0	3	0%	100%	0%	0%	100%
計		806	231	113	26	1,176	69%	20%	10%	2%	100%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「届出事由別の内訳(割合)」については、小数点以下を四捨五入しているため、合計が100%となっていない場合がある。

3 「その他」は、寄附による取得や土地を分筆したことなどによるものである。

図表 1－(1)－ア－⑥ 平成 28 年の改正により追加された林地台帳に係る条文

○ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）（抜粋）

（林地台帳の作成）

第 191 条の 4 市町村は、その所掌事務を的確に行うため、一筆の森林（地域森林計画の対象となっている民有林に限る。以下この条から第 191 条の 6 までにおいて同じ。）の土地ごとに次に掲げる事項を記載した林地台帳を作成するものとする。

- 一 その森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 その森林の土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その森林の土地の境界に関する測量の実施状況
- 四 その他農林水産省令で定める事項

2 林地台帳の記載又は記載の修正若しくは抹消は、この法律の規定による申請、届出その他の手続により得られた情報に基づいて行うものとし、市町村は、林地台帳の正確な記載を確保するよう努めるものとする。

3 前 1 項に規定するもののほか、林地台帳に関し必要な事項は、政令で定める。

（林地台帳及び森林の土地に関する地図の公表）

第 191 条の 5 市町村は、森林の土地に関する情報の活用を促すため、林地台帳に記載された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）を公表するものとする。

2 市町村は、森林の土地に関する情報の活用を促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する地図を作成し、これを公表するものとする。

3 前条第 1 項及び第 3 項の規定は、前項の地図について準用する。

附則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条から附則第 4 条まで及び附則第 15 条の規定 公布の日（次号において「公布日」という。）
- 二 （略）

第 7 条 施行日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、新森林法第 191 条の 4 第 1 項中「作成するものとする」とあるのは「作成することができる」と、新森林法第 191 条の 5 第 1 項及び第 2 項中「公表するものとする」とあるのは「公表することができる」とする。

○ 森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）（抜粋）

（台帳情報の提供）

第 10 条 市町村は、農林水産省令で定めるところにより、一筆の森林の土地ごとに、次に掲げる者の求めに応じ、これらの者に対し、当該森林の土地について林地台帳に記載された事項を提供することができる。

- 一 当該森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- 二 当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- 三 当該森林の土地の所在地の属する都道府県の区域内の森林を対象とする森林経営

計画に係る法第 11 条第 5 項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者

四 農林水産大臣又は当該森林の土地の所在地を管轄する都道府県知事

○ 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）（抜粋）

（林地台帳の記載事項）

第 104 条の 2 法第 191 条の 4 第 1 項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 その森林の土地を含む小流域
- 二 その森林の土地が森林経営計画の対象とする森林に係る土地である場合には、当該森林経営計画について法第 11 条第 5 項の認定をした者
- 三 その森林の土地が公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林（以下この号において「公益的機能別施業森林等」という。）の土地である場合には、当該公益的機能別施業森林等の区域内における施業の方法

（台帳情報の提供）

第 104 条の 3 令第 10 条の求めは、次に掲げる事項を記載した申出書（一通）を提出してしなければならない。ただし、同条第四号に掲げる者については、この限りではない。

- 一 申出者の氏名又は名称及び住所
 - 二 当該求めに係る森林の土地の所在及び地番
 - 三 当該求めに係る森林の土地について林地台帳に記載された事項に申出者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - 四 前三号に掲げるもののほか、市町村が必要と認める事項
- 2 前項の申出書には、申出者が令第 10 条第一号から第三号までに掲げる者であることを証する書面を添えなければならない。
- 3 市町村は、令第 10 条の求めがあった場合において、当該求めに係る森林の土地について林地台帳に記載された事項を提供することが森林施業の適切な実施又は森林施業の集約化に資すると認めるときは、当該事項を提供するものとする。
- 4 市町村は、前項の規定により林地台帳に記載された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件を付することができる。

（公表することが適当でない事項）

第 104 条の 4 法第 191 条の 5 第 1 項の農林水産省令で定める事項は、法第 191 条の 4 第 1 項第一号に掲げる事項とする。

（林地台帳又は森林の土地に関する地図に記載の漏れ又は誤りがある旨の申出）

第 104 条の 5 法第 191 条の 6 第 1 項の規定による申出は、申出書（一通）を提出してしなければならない。

- 2 前項の申出書には、申出者が当該申出に係る森林の土地の所有者であることを証する書面を添えなければならない。

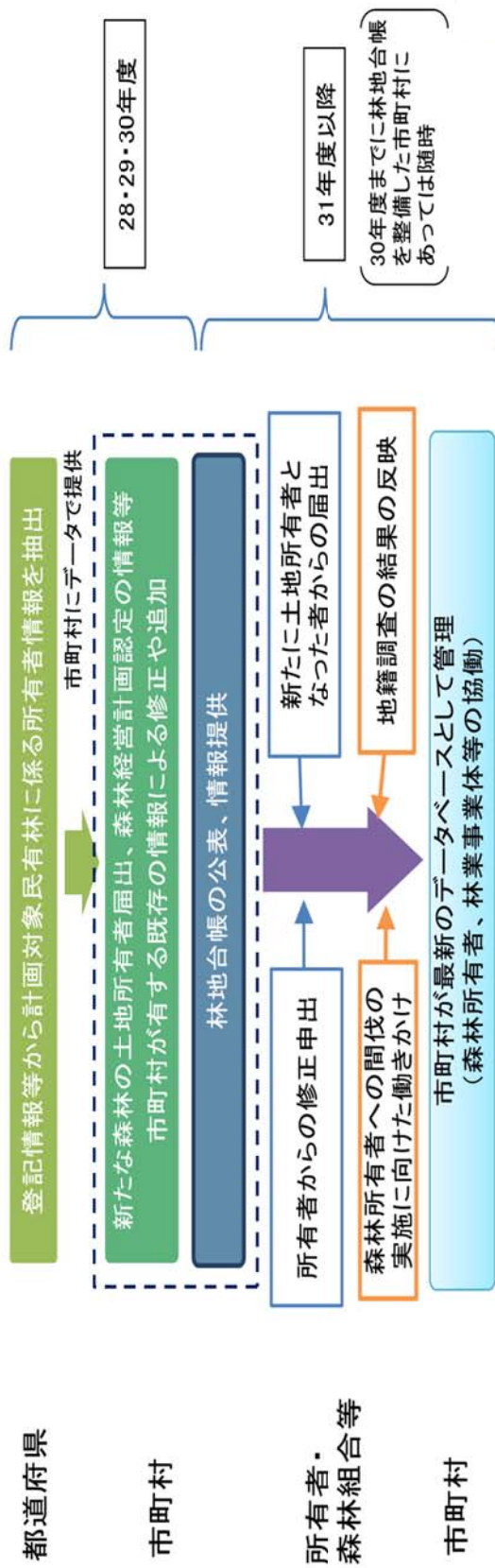
（注） 下線は、当省が付した。

図表 1-1-(1)-ア-⑦ 林地台帳の整備の概要

1. 林地台帳の整備

1-1 林地台帳作成及び管理の流れ・役割分担

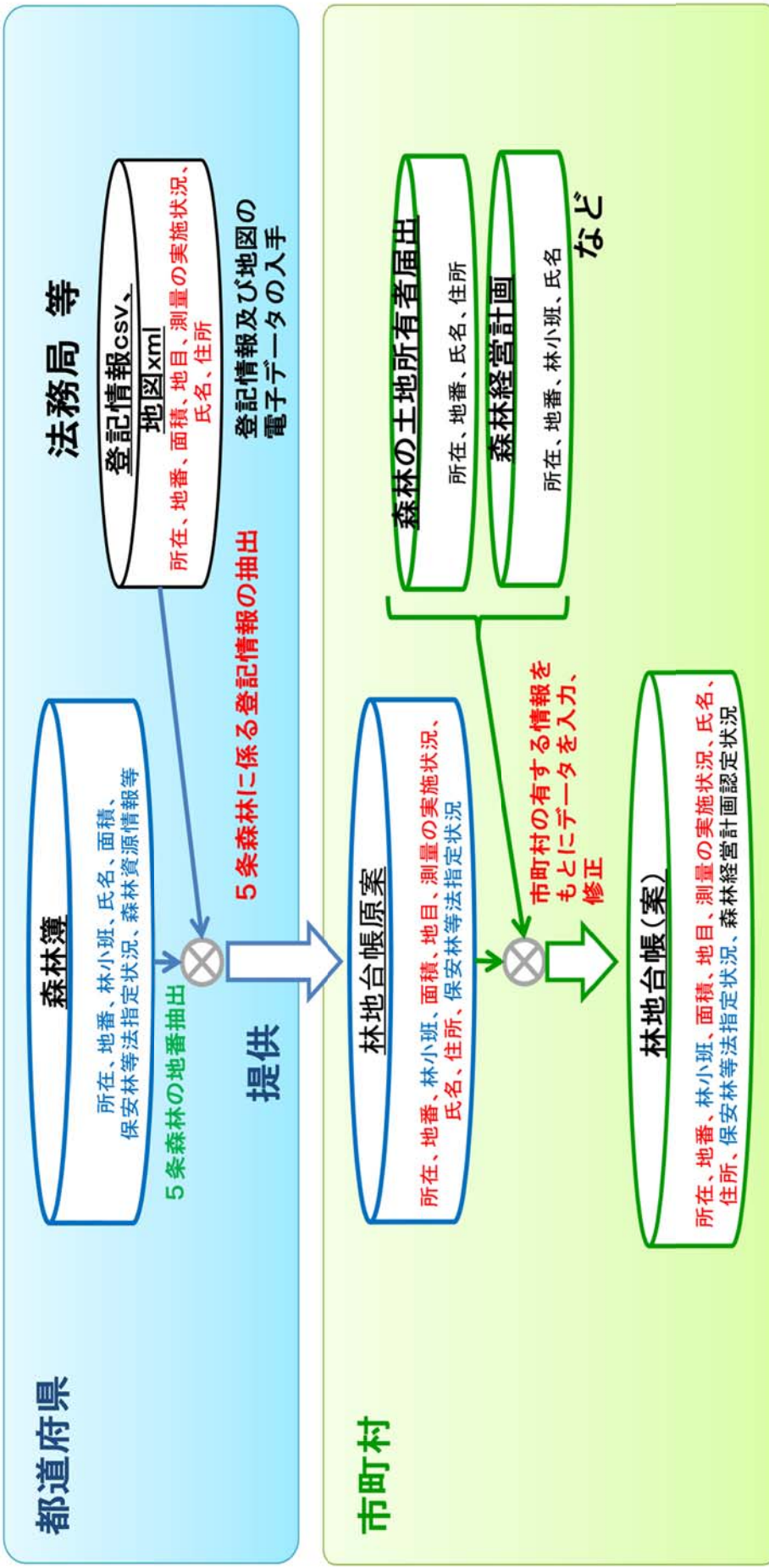
- 林地台帳は、地域森林計画対象森林について都道府県が作成している**森林簿や森林計画図と、登記情報等**を用いて作成する必要。整備にあたっては、**都道府県の支援の下、市町村が作成**することを想定。
- 具体的な整備の流れは、
 - ① **都道府県が、登記情報等から計画対象民有林に係る所有者情報の抽出や地図の作成を行い、順次、市町村に林地台帳のベースとなるデータを提供。**
 - ② **市町村は、都道府県から提供を受けたデータベースについて、森林の土地所有者届出や森林経営計画認定の情報等の市町村が有する既存の情報を活用して修正や追加を行い、林地台帳を作成。**
 - ③ 整備後は、林地台帳の情報の一部を公表するとともに、所有者や林業事業者等へ情報提供。
 - ④ 林地台帳の公表後は、森林の土地所有者届出や所有者からの修正申し出等により、徐々に精度を向上。



1-2 林地台帳の作成方法

○ 林地台帳の作成は、都道府県の協力ののもと、下記の手順を標準として実施。

＜林地台帳の整備手順＞



(注) 林野庁が平成28年4月14日に開催した「第1回『林地台帳の整備等今後の森林整備の推進に向けた協議の場』」の配布資料による。

図表 1－(1)－イ－① 登記情報の電子データによる提供について（平成 23 年 9 月 1 日付け
23 林整計第 122 号林野庁森林整備部計画課長通知）（抜粋）

1 情報提供依頼の目的について

登記所が保有する森林所有者等に関する情報の提供依頼は、森林法第 191 条の 2 第 2 項に基づき、同法の施行のため必要があるときに行いうるものである。

また、提供依頼が可能な情報は、現に森林所有者である者に関する登記情報であり、伐採及び伐採後の造林の届出に係る変更命令や遵守命令など同法の施行のため必要があるときに、特定の地番に係る森林所有者に関する登記情報の提供を依頼することができるほか、2(2)のとおり、具体的な地番を示すことなく、地番区域（大字）単位で一定の区域における登記情報の提供依頼をすることができることから、都道府県知事が同法第 5 条に規定する地域森林計画を作成するときや市町村長が同法第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画を作成するとき、必要な資料の収集のため、効率的に活用することも可能であると考えている。

2 登記所への電子データでの提供依頼方法

(1) 電子データの形式は CSV ファイルであり、登記情報の電子データの編集項目の詳細は別紙 1 のとおりである。

提供依頼に当たっては、別紙 2「CSV ファイル提供依頼申出書」（以下「申出書」という。）に必要事項を記入の上、CSV ファイルを格納するための記録媒体（CD-R、USB メモリ等）と併せて管轄登記所へ提出する。

その際、提供される CSV ファイルには、登記官において、パスワードを設定する必要があるため、当該パスワード（英数字混在で、不規則かつ 12 字以上の文字列による。）を適宜の書面により申し出る。

(2) 申出書の作成に当たっては、「2 依頼する物件の表示」に調査対象となる土地の所在及び地番を記載する。ただし、具体的な地番を示すことなく、地番区域（大字）のみを記載し、地番区域単位で依頼することも可能である。

(3) その他不明な点等がある場合には、管轄登記所に確認する。

別紙 1 （略）

別紙 2 （略）

(注) 下線は、当省が付した。

図表 1－(1)－イ－② 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）（抜粋）

（秘密漏えいに関する罪）

第 22 条 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

（登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載）

第 382 条 登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、10 日以内に、その旨を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2 （略）

3 市町村長は、前2項の規定による登記所からの通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該土地又は家屋についての異動を土地課税台帳又は家屋課税台帳に記載（当該土地課税台帳又は家屋課税台帳の備付けが第 380 条第 2 項の規定により電磁的記録の備付けをもって行われている場合にあつては、記録。以下本項において同じ。）をし、又はこれに記載をされた事項を訂正しなければならない。

（注） 下線は、当省が付した。

図表 1-(1)-イ-③ 固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用
について(平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 342 号林野庁森林整備
部計画課長通知)(抜粋)

1 提供を受けることが可能な情報について

地方税法第 341 条第 1 項第 9 号に規定する固定資産課税台帳(以下「台帳」という。)に記載されている森林法第 10 条の 7 の 2 に規定する森林の土地の所有者(以下「森林の土地の所有者」という。)に関する情報のうち、地方団体の税務部局が調査した結果知り得た情報(以下「登記簿と異なる台帳記載情報」という。)については、同条の規定に基づき、同条が施行される平成 24 年 4 月 1 日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる台帳記載情報に限り、地方税法第 22 条の守秘義務が課される情報に該当しないこととなることから、市町村林務部局は地方団体の税務部局から当該登記簿と異なる台帳記載情報の提供を受けることが可能である。

また、提供を受けることができる登記簿と異なる台帳記載情報は、森林法第 191 条の 2 第 1 項に基づき同法の施行に必要な限度で利用しうるものであり、その内容については、森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所(所有権を移転せず変更された所有者の住所は、森林部局への届出義務がないため、提供を受けることができる登記簿と異なる台帳記載情報に含まれない。)、その森林の土地の所在、その森林の土地の面積、その森林の土地の持分(共有林に限る。)といった事項に限られる。

なお、市町村林務部局が、地方団体の税務部局から台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報で一般に公開されているものの提供を受けることは、従前どおり、可能である。

2 提供を受けるに当たっての手續
(略)

3 把握した情報の活用

市町村林務部局は、台帳の情報の照会等により得た森林所有者に関する情報を森林法の施行に必要な限度で活用し、保有する森林所有者に関する情報の修正に利用することが可能であるとともに、森林法の施行に必要な限度でその情報を都道府県林務部局へ提供することが可能である。また、都道府県又は市町村の林務部局は、関係法令及び個人情報保護条例の適用の下で、修正後の森林所有者に関する情報を外部へ提供することも可能である。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 1-(1)-イ-④ 「登記済通知書」に記載された情報を利用して把握した森林の土地所有者届出の未届者に対し、当該制度の周知を実施している例（郡上市）

郡上市では、①森林の土地所有者届出が必ずしも励行されていないとの認識があったこと、②林野庁から発出された「森林の土地所有者届出の事務処理マニュアル」において、次のとおり、登記所から市町村に通知される「登記済通知書」（地方税法第382条）により、森林所有者情報を確認するよう紹介されていたことから、平成27年度から同通知書を活用して、森林の土地所有者届出の未届者を把握する取組を開始している。

- 「森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアルについて」（平成24年10月16日付け24林整計第123号林野庁森林整備部計画課長通知）（抜粋）

3 事務処理マニュアル

(2) 具体的な事務処理

⑥ 森林簿及び他部局や他機関が保有する森林所有者情報の確認

- 市町村林務部局が保有する森林簿等の森林情報、都道府県が保有する保安林又は保安施設地区に関する情報のほか、必要に応じて、市町村の他部局や他機関が保有する森林所有者情報等について森林法第191条の2の規定に基づく森林所有者等に関する情報の利用等により、届出書に記載された森林の土地の所在場所に対応する森林所有者又は森林の土地の所有者の情報を確認します。

「市町村の他部局や他機関が保有する森林所有者情報等」として以下のようなものがあります。

- ・ 登記所が保有する森林所有者等に関する情報
- ・ 地籍調査により得られた市町村地籍担当部局が保有する森林所有者等に関する情報
- ・ 地方税法（昭和25年法律第226号）第382条第1項及び第2項の規定に基づく登記所から市町村長への通知（登記済通知書）に記載された情報
- ・ 地方税法第341条第9号に規定する固定資産課税台帳に記載されている情報

(注) 下線は、当省が付した。

具体的には、登記所（法務局）から郡上市の税務部局に通知された地目が山林等の「登記済通知書」（別添①参照）と同市の林務部局が受理した森林の土地所有者届出書（国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条の規定に基づく森林関係の届出書を含む。以下同じ。）を照合し、照合の結果、「登記済通知書」によって、平成27年度中に所有権の移転登記を行ったことが判明しているものの、移転登記から一定の期間（おおむね3か月程度）経過後も森林の土地所有者届出が未届であった者に対して、「森林の土地の所有者届出の提出のお願い」（別添②参照）を平成27年9月から順次発送し、提出を督促している。

郡上市が上記督促を行った結果、督促した53人（平成28年1月7日現在）中46人（86.8%）の所有者から森林の土地所有者届出が提出（平成28年3月末現在）されており、督促によって一定の効果が上がっている状況がみられる。

郡上市に送付された「登記済通知書」(地方税法第382条)の一例

平成27年10月27日作成

権利に関する土地登記済通知書

49	所在				
	地番	地目	山林	地積	
	権利者				1分の1
	義務者				1分の1
	受付年月日	平成27年10月26日受付		登記の目的	所有権移転
	原因	平成26年12月20日相続		備考	

郡上市が森林の土地所有者届出の未届者に対して督促を促している文書

平成28年 2月 日

様

郡上市役所 農林水産部 林務課

「森林の土地の所有者届出書」の提出のお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、市の林業行政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村长への事後届出が必要となりました。個人、法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

(ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。)

今回、10月に森林の土地の登記異動があり、まだ届出をされていない方に対して、届出のご案内をさせていただきました。同封しました「森林の土地の所有者届出書」に必要事項をご記入いただき、必要書類を添付して、平成28年2月26日(金)までに郡上市役所 農林水産部 林務課または各振興事務所 振興課 林務担当まで提出いただきますようお願いいたします。

なお、今後も森林の土地を新たに取得した場合は、今回と同様の届出をお願いします。

※届出制度の詳細につきましては、別紙のチラシをご覧ください。

○お問い合わせ先

〒501-4297

岐阜県郡上市八幡町島谷228

郡上市役所 農林水産部 林務課

○提出先

郡上市役所 農林水産部 林務課

または

各振興事務所 振興課 林務担当

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 別添①及び別添②は、郡上市から入手した資料に基づき、当省が作成した。
3 別添②に添付される「別紙のチラシ」(林野庁が作成した森林の土地所有者届出制度のチラシ)は、省略している。

図表 1-(1)-イ-⑤ 調査対象とした道府県及び市町村における地籍調査の実施状況
(平成27年度末時点)

道府県名	進捗率	市町村名	進捗率
北海道	63%	美深町	23%
		むかわ町	87%
		釧路町	89%
青森県	93%	青森市	58%
		平内町	100%
		五戸町	100%
岩手県	91%	宮古市	39%
		岩手町	100%
栃木県	22%	佐野市	0%
		矢板市	24%
新潟県	34%	魚沼市	63%
		阿賀町	5%
長野県	38%	飯田市	30%
		筑北村	3%
岐阜県	16%	郡上市	4%
		川辺町	4%
静岡県	25%	静岡市	3%
		伊豆市	8%
三重県	9%	松阪市	5%
		紀北町	1%
京都府	8%	京都市	1%
		福知山市	16%
		南丹市	3%
兵庫県	24%	丹波市	27%
		神河町	23%
奈良県	12%	五條市	8%
		宇陀市	25%
岡山県	85%	津山市	100%
		真庭市	91%
広島県	53%	庄原市	18%
		東広島市	95%
		北広島町	75%
高知県	54%	土佐町	95%
		四万十町	82%
熊本県	80%	八代市	55%
		天草市	100%
		山都町	46%
宮崎県	66%	延岡市	51%
		西都市	17%
(参考) 全国(47都道府県)平均		51%	
うち林地の平均		44%	

(注) 国土交通省が公表している資料に基づき、当省が作成した。

図表 1-(1)-イ-⑥ 調査対象とした森林組合における行政が保有する森林所有者情報に関する
主な意見

No.	意見の内容
1	<p>自ら有料で登記簿や公図を入手しているが、民間団体であるため住民の個人情報の保護意識の高まりを背景に、情報の取得に限界があり人手もとられるため、行政が保有している森林所有者情報を提供してほしい。現在、現場の山林を熟知している精通者を頼りに、所有者情報を整理しているが、80歳前後の高齢者が多いため、あと数年で有益な情報が得られなくなるのではないかと心配している。当組合が管理する森林は、市町村から公益的機能別施業森林に指定される森林が多く、所有者の所在が分からず、施業されないまま放置される森林が増加すると、今後、山地崩壊等による災害の発生も危惧される。</p> <p>行政から提供される森林所有者情報が、必ずしも真の森林所有者ではない可能性はあるが、手掛かりとなる可能性はあるため、広く浅くでもいいので、とりあえず行政からの森林の土地所有者情報は入手しておきたい。</p> <p>なお、平成25年度に国の「森林整備加速化・林業再生基金事業(森林境界明確化)」を活用して、森林簿のある林班(面積77ha)について、掲載された森林所有者情報の実態調査を約半年間かけて実施したが、森林所有者の氏名と所在、位置が正確に判明したものは、総面積の3分の1程度(25ha/77ha≒32.5%)であった。</p>
2	<p>森林経営計画を作成したい林班内に森林所有者の所在が不明の森林があり、不動産登記簿を閲覧しても、近辺の住民に確認しても、当該所有者の連絡先が分からなかったため、計画の作成を断念したことがある。市町村が保有する税情報などの所有者情報を適切に森林簿に反映できれば、森林の土地所有者を特定する手掛かりにつながる可能性があるのではないか。</p>
3	<p>県から提供を受けている森林簿については、i)記載されている所有者情報が古くから更新されておらず、陳腐化している、ii)所有者名がカタカナ表記で分かりづらく、読み仮名に誤りが多いなど、現場の実態と異なっており、使いづらいものとなっている。</p>
4	<p>森林施業を実施しようと思う森林について、森林簿を頼りに所有者を特定しようとしても、所在が特定できず、周辺に聞き込みを行うなどする必要があるため、調査に時間が掛かる。森林簿等の所有者情報の精度を上げてほしい。</p>
5	<p>森林施業の集約化を進めるため、路網を整備する必要があるが、森林所有者の所在が不明となっている森林が所在するため、路網を迂回させて整備せざるを得ないケースが多く生じている。行政が保有する所有者情報をうまく活用できれば、所有者の所在を特定することができるのではないか。</p>
6	<p>森林所有者に森林経営計画の作成を働きかける際、郵送等により計画作成の意向確認を行っているが、宛先不明で返送されてくるものがあり(例えば、平成25年度の意向調査で宛先不明で返送されたものは132人中16人で12.1%)、これらについて必要な施業を促すことができない。森林簿に掲載される所有者情報の精度がもう少し高まることを期待する。</p>
7	<p>森林経営計画を作成するに当たって、森林簿や登記簿などの所有者情報だけでは、森林所有者の所在が特定できず、林班計画の要件の一つである基準面積(1林班の2分の1以上)を確保できず、計画を断念したケースがある。行政が保有する税情報を活用できれば、何らかの手掛かりが得られるのではないか。</p>

(注) 当省の調査結果による。